

戸田市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会並びに水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第3条 実施機関(市長を除く。以下この条において同じ。)が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、市長に対し、法第74条第1項各号に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、法第74条第2項各号に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

3 実施機関は、第1項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第74条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、市長に対しその旨を通知しなければならない。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書の写し又は複製の交付を行う場合は、当該写し若しくは複製の作成又はこれらの送付に要する実費は、開示請求者の負担とする。

(審議会への諮問)

第5条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例(令和4年条例第30号)第2条に規定する戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(戸田市個人情報保護条例の廃止)

第2条 戸田市個人情報保護条例（平成11年条例第3号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の戸田市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第3項、第14条第4項及び第14条の2の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）を漏らしてはならず、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- (1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第5号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、前条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関から旧個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものである者又は前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものであった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (3) 前条の規定の施行の際現に指定管理者であるもの又は前条の規定の施行前において指定管理者であったもののうち、前条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (4) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- (5) 前条の規定の施行前において指定管理者が管理する指定管理業務に従事していた者

- (6) 前条の規定の施行の際現に派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者であって、労働者派遣(同法第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。)に係るものをいう。以下同じ。)である者又は前条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- 2 前条の規定の施行前に旧条例第15条第1項若しくは第2項(旧条例第18条第4項において準用する場合を含む。)又は第18条第1項、第2項若しくは第3項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止又は事前の差止めについては、なお従前の例による。
 - 3 前条の規定の施行前に旧条例第29条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する戸田市情報公開・個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)にされた諮問は、戸田市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和4年条例第29号)第1条に規定する戸田市情報公開・個人情報保護審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
 - 4 前条の規定の施行前に旧条例第31条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会(以下「旧審議会」という。)にされた諮問は、審議会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
 - 5 前条の規定の施行前において旧審査会又は旧審議会の委員であった者に係る旧条例第29条第7項又は第31条第8項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
 - 6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処

する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第4号に掲げる者

(3) 第1項第5号に掲げる者

(4) 第1項第6号に掲げる者

7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

8 第5項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して個人の秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

9 偽りその他不正の手段により、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた行政文書に記録されている本人に関する個人情報の開示をこの条例の施行後に受けた者は、5万円以下の過料に処する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第5条 この条例の施行の際現に実施機関が保有している個人情報ファイルについての第3条第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「この条例の施行後遅滞なく」とする。